

サラマンカ宣言〔特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明〕

「特別なニーズ教育に関する世界会議：アクセスと質」

(ユネスコ・スペイン政府共催、1994年)において採択

われわれは以下を信じ、かつ宣言する。

すべての子どもは誰であれ、教育を受ける基本的権利をもち、また、受容できる学習レベルに到達し、かつ維持する機会が与えられなければならない。すべての子どもは、ユニークな特性、関心、能力および学習のニーズをもっており、教育システムはきわめて多様なこうした特性やニーズを考慮にいれて計画・立案され、教育計画が実施されなければならない。特別な教育的ニーズをもつ子どもたちは、彼らのニーズに合致できる児童中心の教育学の枠内で調整する、通常の学校にアクセスしなければならない、このインクルーシブ志向をもつ通常の学校こそ、差別的態度と戦い、すべての人を喜んで受け入れる地域社会をつくり上げ、インクルーシブ社会を築き上げ、万人のための教育を達成する最も効果的な手段であり、さらにそれらは、大多数の子どもたちに効果的な教育を提供し、全教育システムの効率を高め、ついには費用対効果の高いものとする。

I. 特別なニーズ教育における新しい考え方

インクルーシブ校の基本的原則は、すべての子どもはなんらかの困難さもしくは相違をもっていようと、可能なさいはいつも共に学習すべきであるというものである。(中略)
特殊学校—もしくは学校内に常設の特殊学級やセクション—に子どもを措置することは、通常の学級内での教育では子どもの教育的ニーズや社会的ニーズに応ずることができない、もしくは、子どもの福祉や他の子どもたちの福祉にとってそれが必要であることが明白に示されている、まれなケースだけに勧められる、例外であるべきである。

(出典)独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ

障害者の権利に関する条約(2006年)

第24条 教育

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

10. **インクルーシブ教育は、以下のように理解される。**

- (a) すべての学習者の基本的人権。特に、教育は個々の学習者の権利であり、児童の場合、親や養育者の権利ではない。この点において、親の責任は児童の権利に従属する。
- (b) すべての生徒の福祉を重視し、彼らの固有の尊厳と自律を尊重し、個人のニーズと、効果的に社会に参加し、貢献する能力を認めるという原則。
- (c) 他の人権を実現する一手段。障害のある人が貧困から脱し、地域社会に完全に参加する手段を得、搾取から保護されることを可能にするために主要な手段。また、**インクルーシブな社会を実現するために主要な手段。**
- (d) 教育を受ける権利を妨げる障壁の撤廃に対する継続的かつ積極的なコミットメントのプロセスの結果で、すべての生徒に配慮し、効果的にインクルージョンするために、通常学校の文化、方針及び実践を変革することを伴う。

(参考文献)「『みんなの学校』をつくるために 特別支援教育を問い直す」
木村泰子・小国喜弘 著 小学館

学校教育法

第81条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他**教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し**、文部科学大臣の定めるところにより、**障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う**ものとする。

社会モデルではなく個人(医学)モデル？

特別支援学級、通級指導教室 児童・生徒数の推移

年度	埼玉県(学校基本調査)				北本市			
	小学校 児童数		中学校 生徒数		特別支援学級 児童・生徒数		通級指導教室 児童・生徒数	
	総数	うち特別 支援学級	総数	うち特別 支援学級	小学校	中学校	小学校	中学校
H27	376,578	4,314	195,156	2,320	42	26	13	—
H28	375,064	4,878	193,238	2,412	45	27	18	—
H29	374,119	5,426	190,182	2,505	44	27	23	5
H30	372,763	6,066	186,891	2,618	46	32	29	8
R元	369,326	6,601	186,053	2,816	46	38	30	8

なぜ、特別支援学級や通級指導教室を利用する人が激増しているのか？

社会教育法
第五章 公民館
(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、**社会福祉の増進に寄与することを目的とする。**

『公民館職員の仕事』片野親義著

- 公民館における学びが単に個人の生活に必要な知識と技術を身につけるというレベルの学びで終了するものではなく、市町村や一定区域内の**住民全体に寄与するものでなければならない**ことを意味しています。
- 公民館は、学び合い、交流し合い、連帯し合うことによって、**地域づくりの主体を形成する拠点**として構想されたものである。

第三次北本市生涯学習推進計画基本構想・基本計画 (平成26年度～令和5年度)

2 基本方針

「生涯の、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、ボランティア活動などで社会に還元できるような生涯学習社会の実現を目指す」ことを市民と行政の共通認識とし、学校教育、家庭教育、社会教育など生涯を通じた幅広い学習機会と場を提供できるような体制づくりを推進します。

「市民大学きたもと学苑」を生涯学習施策の中核として位置付け、各学習機関・施設のネットワーク化や学習情報の提供と相談・指導体制を整備充実します。

だれもが生きがいを持ち、働くことに意味を見出して充実した人生を送ることを支援するために、趣味的な学習とともに、環境、福祉、地域、職業等現代的課題の学習、キャリア学習を体系的・総合的に行えるような学習プログラム等の整備を行います。

市民大学きたもと学苑 規約

(目的)

第1条 市民大学きたもと学苑(以下「本学苑」という。)は、さまざまな分野の知識、技術、技能、経験等を持つ人材を募り、市民が主体となって、相互に学び合い、教え合い、高め合うことで、**北本市のまちづくり、ひとづくりに貢献することを目的とする。**

市民大学きたもと学苑 講座運営要項

(講座の種類)

第2条 本学苑の講座は一般講座、自主講座および特別講座とする。

2 一般講座については次の各号の少なくとも1つに合致するものとする。

- (1) 楽しむ学習:仲間づくりやコミュニティ形成につながるような趣味的
または一般教養的な学習
- (2) 地域学(きたもと学):地域に付加価値をつけていくための学習とし、
「ひとづくり」「まちづくり」「にぎわいづくり」「地域文化の振興」など
に必要な学習
- (3) キャリア学:資格取得や起業支援など、キャリアアップを図る学習

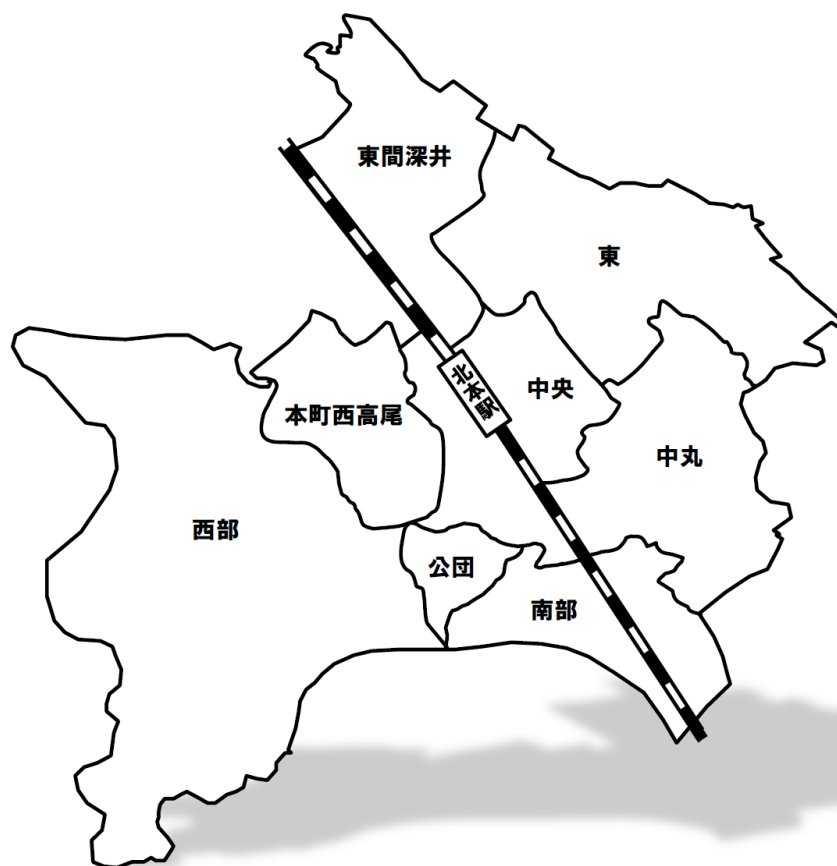
施策 5-2 地域福祉活動の拠点・組織の充実

多岐にわたる生活課題に対し、地域組織と専門組織が重層的かつ効果的にそれぞれの役割を果たすための機能と連携の強化に向けて、地域福祉の中核を担う拠点・組織の充実、支部社協の活性化、公民館活動との連携強化を図ります。

（市の現状）

- 高齢者を対象とする地域ケア会議は、地域包括支援センターを中心にケアマネジメント支援や、個別ケースの課題分析を通じて地域の福祉課題の解決に取り組んでいます。
- 自立支援協議会（障がい児・者）は鴻巣市と共同設置しています。協議会ではテーマ毎の専門部会を設置し、課題共有と改善策を検討しています。
- 地域では支部社協や地域コミュニティ委員会が活動しています。
- それぞれに役割を持つ組織活動が多岐にわたる福祉課題の解決に効果的につながるよう、既存の地域組織と専門組織同士のファシリテーション（円滑な合意形成）機能の強化が必要となっています。

■ 8つの地域区分（コミュニティ圏域）



◆◆5 年間の主要事業◆◆

(1) 地域福祉の中核を担う拠点・組織の充実

事業	主体	概要
①地域福祉活動拠点の整備		
総合福祉センターの機能強化	市	○ センターを拠点とした包括的な支援体制の構築 ○ 多世代交流事業の実施 ○ 福祉ニーズと地域課題に対応するためのボランティア育成
各分野の中核組織の体制強化 ・地域包括支援センター ・子育て支援センター ・障がい者相談支援体制 （施策 4-2（1）再掲）	市	○ 各組織の機能向上（専門支援機能、拠点機能、マネジメント機能、情報発信機能など）

(2) 支部社協の活性化、公民館活動との連携強化

事業	主体	概要
①支部社協の活動支援と連携強化	社協	○ 「福祉委員・福祉活動員の手引き」の改訂 ○ 備品貸し出し ○ 支部単位の地域福祉ネットワーク構築 ○ 会員募集、広報
【新規】 ②公民館活動と地域福祉活動の連携	市 社協	○ 公民館を拠点とする地域福祉活動の展開 ○ 北本市コミュニティ協議会との連携強化 ○ 地域コミュニティ委員会との連携強化

◆◆主要事業の活動目標◆◆

項目	現状	目標
【新規】 公民館活動と地域福祉活動の連携	— (平成 28 年度)	8 地域 (平成 34 年度)

4. 1. 市民文化系施設

（１）対象施設の概要

小分類	施設名	代表建物					コスト [千円]	利用者数 [人]	指定 管理	避難所 指定	用途 地域
		延床 面積	建築 年度	構造	耐震 性能	目標 使用 年数					
公民館等	中央公民館	6,543.41	1983	鉄筋コンクリート	-	80	156,460	176,877	●	広域避難所	二中高
	南部公民館	1,350.21	1984	鉄筋コンクリート	-	60未満	18,970	46,910	●	地域避難所	一住
	東部公民館	843.49	1985	鉄筋コンクリート	-	60未満	14,102	35,408	●	地域避難所	一住
	西部公民館	1,755.94	1986	鉄筋コンクリート	-	60未満	24,818	45,235	●	地域避難所	調整
	北部公民館	1,404.01	1987	鉄筋コンクリート	-	60未満	19,701	42,131	●	地域避難所	調整
	中丸公民館	1,401.06	1989	鉄骨造	-	60未満	20,142	50,790	●	地域避難所	調整
	勤労福祉センター	1,542.20	1978	鉄筋コンクリート	-	60未満	21,748	31,140	●	地域避難所	一低
	コミュニティセンター	1,234.55	1979	鉄筋コンクリート	-	60未満	18,790	40,323	●	地域避難所	調整
集会所	学習センター	2,261.53	1994	鉄筋コンクリート	-	60未満	31,350	33,131	●	地域避難所	一住
	南部集会所	86.78	1984	鉄筋コンクリート	-	60未満	-	-	●	-	一住
	東部集会所	103.84	1985	鉄筋コンクリート	-	60未満	-	-	●	-	一住
	西部集会所	128.69	1986	鉄筋コンクリート	-	60未満	-	-	●	-	調整
	北部集会所	115.20	1987	鉄筋コンクリート	-	60未満	-	-	●	-	調整
多目的ルーム	中丸集会所	99.50	1989	鉄骨造	-	60未満	-	-	●	-	調整
	多目的ルーム	78.95	2001	鉄骨造	-	80	-	6,185	-	-	近商

- 中央公民館は年間約 1.6 億円の維持費用がかかっています。年間利用者数は約 18 万人です。
- 地域ごとに整備された 8 つの公民館等は、年間合計約 1.7 億円の維持費用がかかっています。年間利用者数は合計約 33 万人です。

（２）適正配置の考え方

- 中央公民館は本市のシンボリックな施設である文化センターに含まれ、市民アンケートにおける利用状況調査においても、良く利用されている施設であるため、重要度が高いと判断し継続を基本とします。
ただし、プラネタリウム、ホールについては、運営や公民館との棲み分けを検討するほか、大規模改修工事実施時には PFI の活用等についても検討する必要があります。
- 公民館等（勤労福祉センター、コミュニティセンター、学習センター、付随する各集会所含む）のうち大半の建物が築 30 年を超え、大規模改修時期を迎えています。建物を全て維持することは難しいため、廃校となる小学校を活用した複合施設である「（仮）市民活動交流センター」の中に機能移転します。建物は大規模改修せずに、機能を順次、「（仮）市民活動交流センター」に移行していきます。
- 北本駅に入っている多目的ルームは当面維持とします。
- コミュニティセンターと勤労福祉センターは老朽化が進行し、またエレベーターがないことから、第 1 期前期に栄小学校校舎を活用した（仮）市民活動交流センターに機能移転しますが、勤労福祉センターの集会室機能については、東側地域に（仮）市民活動交流センターを整備するまでの間は、

近隣公民館等の代替施設が使用できるように調整、検討します。

(3) 行程表（ロードマップ）

小分類	施設名	目標 使用 年数	第1期の方向性	実施計画							長期ビジョン			
				第1期							第2期		第3期	第4期
				2020	2021	2022	2023	2024	後期	前半	後半			
公民館等	中央公民館	80	継続											
	南部公民館	60 未満	市民活動交流センターに機能移転を検討						市民活動交流センターに機能移転を検討					
	東部公民館	60 未満	市民活動交流センターに機能移転を検討											
	西部公民館	60 未満	市民活動交流センターに機能移転を検討											
	北部公民館	60 未満	市民活動交流センターに機能移転を検討											
	中丸公民館	60 未満	市民活動交流センターに機能移転を検討											
	勤労福祉センター	60 未満	栄小学校校舎を活用、市民活動交流センター等に機能移転（一時的）					市民活動交流センター等に機能移転						
	コミュニティセンター	60 未満	栄小学校校舎を活用、市民活動交流センターに機能					市民活動交流センターに機能移転						
	学習センター	60 未満	市民活動交流センターに機能移転を検討						市民活動交流センターに機能移転を検討					
集会所	南部集会所	60 未満	市民活動交流センターに機能移転を検討											
	東部集会所	60 未満	市民活動交流センターに機能移転を検討							市民活動交流センターに機能移転を検討				
	西部集会所	60 未満	市民活動交流センターに機能移転を検討											
	北部集会所	60 未満	市民活動交流センターに機能移転を検討											
	中丸集会所	60 未満	市民活動交流センターに機能移転を検討											
多目的ルーム	多目的ルーム	80	継続											